

AHC2023・百周年記念事業実行委員会規程

(目 的)

第1条 定款第60条および細則第26条に基づき、一般社団法人園芸学会は、2023年第四回アジア園芸学会議(Asian Horticultural Congress 2023, AHC2023)、ならびに園芸学会設立百周年記念事業を行うために、AHC2023・百周年記念事業実行委員会(以下「本委員会」とする)を置く。

(組 織)

第2条 本委員会は、委員長、副委員長、事務局長、委員、本委員会担当理事から構成され、委員長が議長となる。

2 委員長、副委員長、事務局長は理事会の議を経て園芸学会長が委嘱する。

3 委員は委員長、副委員長、事務局長、および本委員会担当理事が、合議により正会員の中から選任し、園芸学会長が委嘱する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは欠けたときは副委員長がその職務を代行する。

(任期)

第3条 本規定が承認された日をもって、委員会の設立とする。第1条の目的が達成された日をもって、委員会を解散する。各委員の任期は、各委員が委嘱された日を開始とし、本委員会が終了した日、または委員長が必要と認めた日を終了とする。

(活動内容)

第4条 本委員会は、AHC2023開催に関する財務、プログラム編成、会場運営等の活動、百周年記念事業の企画・推進を行う。

(開 催)

第5条 本委員会は、園芸学会春季大会および秋季大会に合わせて年二回開催する。必要に応じて臨時委員会を開催する。臨時委員会の参集範囲は、委員長が決定する。

(経費)

第6条 本委員会の経費は、園芸学会の本委員会活動経費、会議登録費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

2 会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は、委員会の議を経て、理事会の承認を受けるものとする。

付 則

(実施期日)

本規程は、令和元年12月3日から実施する。